

平成 21 年 4 月 5 日現在

研究種目：基盤研究(C)
 研究期間：2005～2008
 課題番号：17530070
 研究課題名（和文） 日本・EU・ドイツにおけるコーポレート・ガバナンス改革に関する
 法学的研究
 研究課題名（英文） Comparative Legal Study on Corporate Governance Reform in Japan,
 EU and Germany
 研究代表者
 高橋 英治 (Takahashi Eiji)
 大阪市立大学・大学院法学研究科・教授
 研究者番号：40275235

研究成果の概要：EU 行動計画書の展開を示した。Journal of Interdisciplinary Economics, Special Issue: International Corporate Governance を客員編者 (Guest Editor) として発刊した。単著『ドイツと日本における株式会社法の改革 コーポレート・ガバナンスと企業結合法制』において、日本とドイツのコーポレート・ガバナンス改革について詳論した。単著『企業結合法制の将来像』において企業結合のコーポレート・ガバナンスの在り方につき詳論した。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2005年度	800000	0	800000
2006年度	700000	0	700000
2007年度	700000	210000	910000
2008年度	1000000	300000	1300000
年度			
総計	2200000	510000	2710000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：コーポレート・ガバナンス、会社法、比較法

1. 研究開始当初の背景

欧州委員会は2003年5月21日「EUにおける会社法の現代化およびコーポレート・ガバナンスの改善 進めるべき計画」と題する文書を公表し、欧州委員会がEU規模で追及すべき会社法およびコーポレート・ガバナンスの枠組みについての行動計画書を示した。本研究は、かかるEU行動計画書を契機に、日本・EU・ドイツにおいて実現されるコーポレート・ガバナンス改革を分析検討し、将来の法改革の指針を示そうとするものであった。

2. 研究の目的

研究は、以下の6つの目的を有していた。

第一に、EU行動計画書の実現過程を分析検討し、これに関する日本語論文を作成すること。

第二に、世界のコーポレート・ガバナンスの現状を分析する英国の雑誌の特集号「Journal of Interdisciplinary Economics, Vol. 17 No. 1 & 2, Special Issue: International Corporate Governance」を客員編者 (Guest Editor) として発刊すること。

第三に、ドイツと日本のコーポレート・ガバナンス改革に関する単著を公刊すること。

第四に、企業結合の局面におけるコーポレート・ガバナンスに関する単著を公刊すること。

第五に、日本の 2005 年会社法のコーポレート・ガバナンス改革に関する論文を英語とドイツ語で分析検討する論文を外国雑誌に発表すること。

第六に、コーポレート・ガバナンスを中心とした日本の会社法判例につき、これを英語で紹介する論文を作成すること。

3. 研究の方法

- (1) 第一の目的である EU 行動計画書の実現過程を分析検討することについては、EU のホームページから立法資料を取り寄せた他、EU 行動計画書の作成委員である Klaus Hopt 教授の助手であった Patrick Leyens 助教（ハンブルク大学法学部）から必要な資料を送付して頂いた。それらを基に、山口幸代准教授（熊本大学法学部）と共同で研究を進め、主として山口准教授が EU 法の部分、高橋英治がドイツ法の部分を担当して、国際商事法務の共著論文として完成させた。本書は、両名が商事法務 1697 号に発表した論文「欧州におけるコーポレート・ガバナンスの将来像」を補うものであり、その後のドイツ法および EU 法の展開を分析検討している。
- (2) 英国・Leicester 大学の Ruth Taplin 博士の依頼に基づき、英国の雑誌の特集号「Journal of Interdisciplinary Economics, Vol. 17 No. 1 & 2, Special Issue: International Corporate Governance」を編集した。7カ国から 14 論文の寄稿があった。本特集号により、コーポレート・ガバナンス改革に関する世界の動向を英語圏の読者に発信することができた。
- (3) ドイツと日本のコーポレート・ガバナンス改革に関する単著は、日本での資料収集以外に、ドイツのボン大学商法経済法研究所における短期研究滞在によって完成した。ボン大学商法経済法研究所所長 Daniel Zimmer 教授が本研究を援助した。本書により、高橋英治は、2009 年 1 月、第 13 回大隅健一郎賞を受賞した。
- (4) 企業結合の局面におけるコーポレート・ガバナンスに関する単著は、旧著「従属会社の少数派株主の保護」を基に、2005 年会社法を念頭において書き直した前著の事実上の第二版である。ドイツの有限会社コンツェルン法の展開および EU における企業結合規制の動向を分析する新しい節を設けている、また、日本法への立法提言の部分は、2005 年会社法を土台に全面的に書き換えている。
- (5) ドイツ・フライブルク大学法学部を卒業した弁護士 Oliver Kirchwehm 氏の助力も得て、ドイツの一流法学雑誌である「AG」に

ドイツ語論文を投稿し、受理され、これを発表することができた。投稿に当たり、フライブルク大学法学部の Hanno Merkt 教授の推薦を得た。本論文分は、わが国の 2005 年会社法改正におけるコーポレート・ガバナンス改革に関する最初のドイツ語論文である。

(6) 沖縄国際大学法学部専任講師である坂本達也氏と共同で、日本のコーポレート・ガバナンスに関する判例を分析検討した英語論文を、日本法に関する唯一の外国雑誌である「Zeitschrift für Japanisches Recht/Journal of Japanese Law」に投稿し、これが受理され、発表することができた。投稿に当たり、ドイツ・マックス・プランク外国私法国際私法研究所の上級研究員の Harald Baum 博士およびフランクフルト大学法学部 Moritz Bälz 教授の助力を得た。本書の英語原稿の校正は、Australian National University の Kareem Moustafa 氏が担当して下さった。

4. 研究成果

- (1) 研究成果としては、第一に、EU 行動計画書の展開を示す日本語論文を作成したことが挙げられる。これは「高橋英治＝山口幸代「EU における企業法制改革の最新動向 行動計画書の実現過程およびドイツの改革状況 (上)(下)」『国際商事法務』34 巻 3 号, pp. 301-310、34 巻 4 号, pp. 443-450 (2006 年)」という論文である。
- 第二に、日本および世界のコーポレート・ガバナンスの動向を示す雑誌の特集号「Journal of Interdisciplinary Economics, Vol. 17 No. 1 & 2, Special Issue: International Corporate Governance」を編集し、世界に本研究の成果を発信したことが挙げられる。この特集号に高橋英治は二本の英語論文を共著で寄稿している。
- 第三に、ドイツと日本のコーポレート・ガバナンス改革に関する単著『ドイツと日本における株式会社法の改革 コーポレート・ガバナンスと企業結合法制』を著すことによって、日本・ドイツおよび EU におけるコーポレート・ガバナンス研究の最先端を示すことができた。
- 第四に、単著『企業結合法制の将来像』を著すことによって、日本・ドイツおよび EU における企業結合のコーポレート・ガバナンスの在り方につき一定の立法指針を示すことができた。
- 第五に、「Japanische Corporate Governance unter dem Gesellschaftsgesetz von 2005」という論文を「AG」に発表することにより、従来海外ではあまり知られていなかった日本の 2005 年会社法改正におけるコーポレート・ガバナンスの改革をドイツの読者に伝えることができた。

第六に、五本の日本の会社法判例を分析検討する英語論文の発表により、コーポレート・ガバナンスに関する日本の判例の最新動向を、外国の読者に伝えることができた
(2) 以上の主として比較法の分野における業績が評価され、高橋英治は、2009年1月、第13回大隅健一郎賞を受賞した。

また、2007年には、高橋英治は比較法国際アカデミー (ACADEMIE INTERNATIONALE DE DROIT COMPARE; INTERNATIONAL ACADEMY OF COMPARATIVE LAW) 准会員 (associate member) に選出された。選挙に当たり、ドイツ・マックス・プランク外国私法国際私法研究所の所長である Jürgen Basedow 教授の推薦を得た。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計16件)

1. Eiji Takahashi/Tatsuya Sakamoto, Japanese Corporate Law: Important Cases in 2007/2008, Zeitschrift für Japanisches Recht/Journal of Japanese Law, Nr./No. 26 pp. 191-212 (2008) 査読有
2. 高橋英治「ドイツの企業結合法 総括と展望」『法学雑誌』55巻1号, pp. 1-30(2008年) 査読無
3. 高橋英治「企業結合法と利益相反」『法律時報』80巻11号, pp.44-49(2008年) 査読無
4. 高橋英治「ドイツ法における株主平等原則」『民商法雑誌』138巻2号, pp. 199-234 (2008年)、査読有
5. Eiji Takahashi/Tatsuya Sakamoto, Japanese Corporate Law: The Bull-Dog Sauce Takeover Case of 2007, Zeitschrift für Japanisches Recht/Journal of Japanese Law, Nr./No. 25, pp. 221-231 (2008)、査読有
6. 高橋英治「わが国における企業結合法制の現状と課題」『法学雑誌』53巻4号, pp. 779-805 (2007年) 査読無
7. Eiji Takahashi, Japanische Corporate Governance unter dem Gesellschaftsgesetz von 2005, Die Aktiengesellschaft (AG) 2007, Heft 13/14, pp. 476-480. 査読有
8. Eiji Takahashi/Tatsuya Sakamoto, Japanese Corporate Law: Important Cases in 2006, Zeitschrift für Japanisches Recht/Journal of Japanese Law, Nr./No. 24 pp. 251-271 (2007) 査読有
9. 高橋英治 = 山口幸代「EUにおける企業法制改革の最新動向 行動計画書の実現過程およびドイツの改革状況 (上)(下)」『国際商事法務』34巻3号, pp. 301-310、34

巻4号, pp. 443-450 (2006年) 査読無

10. Eiji Takahashi, Japanese Corporate Groups under the New Legislation, European Company and Financial Law Review (ECFR), Vol. 3 No. 3, pp. 287-309 (2006). 査読有

11. Eiji Takahashi/Oliver Kirchwehm, Corporate Governance in Deutschland und Japan: ein Vergleich von Vergangenheit, Gegenwart und Zukunft, Recht in Japan, Heft 14, pp. 59-104 (2006). 査読無

12. Eiji Takahashi/Madoka Shimizu, Does the 2005 Reform Improve the Japanese Economy? The Current of Japanese Corporate Governance Reform, The Journal of Interdisciplinary Economics, Volume 17 No 1 and 2, Special Issue: International Corporate Governance, London, pp. 25-55 (2006). 査読有

13. Eiji Takahashi/Oliver Kirchwehm, Development of Corporate Governance in Japan and Germany: is the two-tiers-system obsolete?, The Journal of Interdisciplinary Economics, Volume 17 No 1 and 2, Special Issue: International Corporate Governance, London, pp. 163-175 (2006). 査読有

14. Eiji Takahashi/Tatsuya Sakamoto, Japanese Corporate Law: Two Important Cases Concerning Takeovers in 2005, Zeitschrift für Japanisches Recht/Journal of Japanese Law, Nr./No. 21, pp. 231-239 (2006). 査読有

15. 高橋英治「ドイツ法における株主総会の不文の権限 ジェラティーニ判決とコンツェルン法の将来像」『法学雑誌』52巻2号, pp. 225-255 (2005年)、査読無

16. Eiji Takahashi/Tatsuya Sakamoto, Japanese Corporate Law: Important Cases in 2003 and 2004, Zeitschrift für Japanisches Recht/Journal of Japanese Law, Nr./No. 20, pp. 241-257 (2005). 査読有

[学会発表](計4件)

1. Eiji Takahashi, Der Gleichbehandlungsgrundsatz im japanischen Aktienrecht als Aufgabe der Rechtswissenschaft, in: Japanisches-Deutsches Symposium "Die Bedeutung der Rechtsdogmatik für die Rechtsentwicklung" in Freiburg (Feb. 20. 2008) 招待講演
2. Eiji Takahashi, Unternehmensübernahmen in deutschem und japanischem Kontext Betrachtung von Eignerstrukturen, externe Corporate

Governance und Unternehmensverständnis in Japan, in: Japanisch-deutsches Symposium "Markt und Staat in einer globalisierten Wirtschaft" in Kyoto (Sep. 18, 2008)招待講演

3. 高橋英治「新会社法とコーポレート・ファイナンス」国際シンポジウム Trends and Prospects of Stock and Financial Law in Northan Asia、釜山国立大学(2006年6月2日)招待講演

4. Eiji Takahashi, Corporate Governance in Japan: Vorgriff auf künftige Reformen in Deutschland?, in: Japanisch-Deutsches Symposium „Verbände, Organisation und Recht“ 31. März 2005 – 2. April 2005 in Osaka (Japan).招待講演

〔図書〕(計4件)

1. 高橋英治『企業結合法制の将来像』pp.1-312(2008年、中央経済社) 査読無

2. 高橋英治『ドイツと日本における株式会社法の改革 コーポレート・ガバナンスと企業結合法制』pp.1-413(2007年 商事法務) 査読無

3. Eiji Takahashi, Corporate Governance in Japan: Vorgriff auf künftige Reformen in Deutschland?, Dieter Leipoldt (Hrsg.), Verbände und Organisation im japanischen und deutschen Recht, Carl Heymanns Verlag, Köln, pp. 81-99 (2006). 査読無

4. Harald Baum/Eiji Takahashi, Commercial and Corporate Law in Japan, Legal and Economic Developments after 1868, in: Wilhelm Röhl (edit.), History of Law in Japan since 1868, Brill, Leiden Boston, pp. 330-401 (2005). 査読無

6. 研究組織

(1)研究代表者

高橋 英治 (Takahashi Eiji)

大阪市立大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：40275235

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし